

伊東市マンション連絡会会則

(名称)

第1条 本会は、伊東市マンション連絡会という。

(目的)

第2条 本会は、伊東市内に所在するマンション管理組合、区分所有者等の相互協力のもとに、マンションの管理運営、建物・設備の維持保全等のために情報交換・支援を行うことによってマンションの安全・安心な居住環境の向上を図るとともに、マンションのコミュニティ形成を通じて伊東市のまちづくり・市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 管理組合に関わる情報交換、情報収集、調査研究等の事業
- 2 マンション管理組合に関わるセミナー、経験交流会等開催の事業
- 3 マンション管理運営の情報提供、アドバイス、相談、建物・設備の維持保全、長寿命化、コミュニティ形成等の支援に関する事業
- 4 地域との良好な関係を形成し、伊東市の街づくりに寄与するために必要な事業
- 5 その他、目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本会の会員は次の通りとする。

- 1 正会員 組合会員 伊東市に所在するマンションの管理組合
個人会員 伊東市に所在するマンションの区分所有者
- 2 賛助会員 本会の目的に賛同する団体又は個人

(会費)

第5条 本会の運営に要する経費にあてるため、会費は次の通りとする。

- (1) 正会員 組合会員 年間 3,000 円/口
個人会員 年間 1,000 円/人
- (2) 賛助会員（個人） 年間 1,000 円/人
賛助会員（団体） 年間 3,000 円/口

- 2 組合会員の口数は、総戸数 100 戸未満 1 口、100～199 戸 2 口、200 戸以上 3 口とする。
- 3 個人会員の口数は、正会員・賛助会員とも 1 口のみとする。
- 4 賛助会員（団体）の口数は、別途総会で定める。

(入会及び退会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、役員会の承認を得るものとする。

- 2 会員として入会の承認を受けた者が、納入期限までに納めるべき会費を納めない場合は、役員会はその入会を取り消すことができる。
- 3 加入を検討する管理組合は、仮会員（会費免除、議決権なし）になることができる。
- 4 本会から退会するときは、会長に退会を届け出る。
- 5 会費を1年以上滞納した場合は、退会したものとみなすことができる。
- 6 会員が本会の目的に反する行為をした場合は除名できる。

(禁止事項)

第7条 本会の会員は、本会の活動に関係する場所で、特定の営業活動、宗教活動、政治活動をしてはならない。

2 本会は、会員の所属するマンションの管理組合における個別の紛争又は内部問題について、当事者として関与しない。

3 本会は、各マンションの内情に関わる事柄については議論の対象としない。

(役員)

第8条 本会を運営するために次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計幹事 1名
- (4) 幹事（会長、副会長、会計幹事を含む。以下同じ）若干名
- (5) 監査 1名

(役員を選任)

第9条 役員は、総会において正会員の中から幹事及び監査を選任し、又は解任する。

2 役員は、マンション管理の適正化の理念を理解し、自身の所属する管理組合の管理規約等を遵守している者とする。

3 会長、副会長、会計幹事は、役員会において互選により幹事のなかから選任する。

4 役員が辞任等により欠員を生じたときは、後任を役員会で補充することができる。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長の再任は連続して2期を限度とする。

3 補充の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項の規定に係わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(役員の職務)

第11条 会長は、会を代表し、本会の業務を統括する。また、本会の運営に関わる連絡調整を行い、本会の事務全般を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 会計幹事は、本会の金銭等の保管及び経理を行う。

4 幹事は、役員会を構成し、会則及び総会の議決に基づき本会の業務を執行する。

6 監査は、本会の業務及び経理の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。また、役員会に出席し、本会の運営において必要と認めるときは意見を述べることができる。ただし、役員会において議決権を持たない。

(総会)

第12条 本会の総会は、正会員によって構成する。ただし、正会員のほか、役員会が必要と認められた者は、総会に出席することができる。

2 総会は正会員口数の2分の1以上の出席（委任状出席を含む）で成立する。

3 議決権は、正会員の加入口数1につき、議決権1とする。

4 正会員は、議決権行使書（委任状を含む。）の提出に代えて、電磁的方法によって議決権を行使することができる。

5 代理人は、代理権を証する書面（電磁的記録を含む。）を提出しなければならない。

6 会長は、通常総会を毎年1回、会計年度終了後3カ月以内に開催しなければならない。

7 会長は、必要があると認める場合、役員会の決議を経て臨時総会を招集することができる。

8 監査は、管理組合の業務の執行及び財産の状況について不正があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

9 総会の議長は、会長が務める。

(総会の開催、召集)

第13条 会長は総会を招集するときは、会員に対し、少なくとも会議を開く日の2週間前までに必要事項を記した通知を発しなければならない。

(役員会)

第14条 役員会は幹事をもって構成する。

2 役員会の議長は会長が務める。

3 役員会は役員半数以上の出席がなければ開くことができず、議事は出席役員過半数でこれを決する。ただし、細則の制定又は改廃に関する議事は、出席役員3分の2以上で決する。

4 役員を補佐する事務局を置くことができる。

5 役員会は次の事項を担当する。

(1) 総会で議決した事項の執行

(2) 総会に付議する議案の作成

(3) 会員の入退会の承認

(4) 本会の業務執行に関する事項

(5) 本会会則の運用に必要な細則の制定又は改廃

(役員会の開催)

第15条 役員会は次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 会長が総会を招集しようとするとき。

(3) 過半数の役員が役員会の招集を請求したとき。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

(予算、決算)

第17条 本会の経費は会費及びその他の収入によるものとする。

2 会長は、毎会計年度の予算案を総会に提出し、その承認を得なければならない。

3 会長は、毎会計年度の決算案を監査の会計監査を経て、総会に報告し、その承認を得なければならない。

4 会計年度終了から予算成立の日までは、役員会の決議で前年度の予算に準じて執行することができる。

(事務局)

第18条 事務局は伊東市内におく。

2 事務局は、総会、役員会の議事録作成と本会の事務的業務を行う。

3 事務局員は幹事から選出し、必要に応じ、事務の補助者をおくことができる。

(会則外事項)

第19条 本会則に定めのない事項が生じた場合は、役員会で協議し決定する。

(附則)

1. 本会の設立初年度の役員は、発足式（設立総会）において選任する。

2. 本会会則の改正は総会の議を経て行う。

3. この会則は、本会の設立の日から施行する。

制定：令和8年4月11日